

観光立国推進有識者会議設置要綱

平成27年4月2日
観観戦第90号

(趣旨)

第1条 本要綱は、観光立国の実現に向け、関係府省庁横断的に推進する必要がある施策について有識者の意見を聴くことを目的として設置する「観光立国推進有識者会議」(以下「会議」という。)の事務、委員、庶務等について必要な事項を定めるものである。

(会議の事務)

第2条 会議は、国土交通大臣の委任に基づき、次に掲げる事務を行う。

- (1) 観光立国の実現に向け、関係府省横断的に推進する必要がある施策の内容等について、検討を行い、観光庁に対し報告すること。
- (2) その他観光立国の実現に関する内容等について検討を行い、観光庁に対し報告すること。

(会議の組織等)

第3条 委員は、観光分野に関する学識経験等を有するもののうちから、観光庁長官が委嘱する。

- 2 会議は、委員15名以内で組織する。
- 3 委員の任期は、当該年度末までの1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(書面等による意見の表明)

第4条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、書面により意見を述べることができる。

(服務)

第5条 委員は第2条に規定する事務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議の庶務)

第6条 会議の庶務は、観光庁観光戦略課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月2日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 観光立国推進有識者会議設置要綱(平成25年4月19日観総第13号)は廃止する。